

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から44年10月

申立期間は、厚生年金保険適用事業所で仕事をしていましたが、アルバイトのつもりだったので、国民年金保険料を地区の婦人会を通じて納付し続けていた。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、厚生年金保険の被保険者期間と重複していたとして、平成11年3月10日に還付された。私は、厚生年金保険の加入期間に国民年金に加入できないことを知らなかったので、申立期間の国民年金保険料が還付されたことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成10年に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、国民年金保険料は納付済とされていたが、この記録統合によって申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため11年3月に当該期間の保険料に係る還付通知が行われている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間について保険料の納付を勧奨したという誤りがあり、このため、申立人が、申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金の被保険者となり得ない事を理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、A社の事業主が申立人に係る申立期間のうち昭和49年2月及び同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、一方のB社の事業主は、申立人に係る申立期間のうち同年4月及び同年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月1日から同年6月1日まで

私は、昭和48年5月から平成3年3月までの間、A社及びその子会社のB社が経営する同じ事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間については、その前後を通じて、私の勤務場所・仕事内容や雇用形態などに変化は無く、また、私の厚生年金保険料が当該期間中も控除されていたこと分かるメモもある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等では、申立人がA社及びB社において、昭和48年5月1日から49年2月1日までの期間、及び後者の新規適用日と同一日の同年6月1日から平成3年4月1日までの期間、厚生年金保険に加入していることが確認できるのみである。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立期間の途中に当たる昭和49年4月1日から、申立人の厚生年金保険の資格喪失日と一致することとなる平成3

年3月31日までの間、C社での加入記録が確認できるところ、この社名については、管轄の公共職業安定所では、B社が名称変更したものと回答している。

また、オンライン記録等では、B社の商業登記簿謄本による、当該事業所設立時の理事5人のうち3人にはA社における厚生年金保険の加入記録が、また、別の2人にはB社に加え、A社における加入記録が確認できる上、B社の元理事の供述では、当該事業所はA社から資金や人材の提供を受けて設立されており、両事業所は親会社・子会社の関係にあったとしている。

さらに、オンライン記録では、両事業所に係る厚生年金保険の加入記録のある元同僚43人全員が申立人と同様に、A社について昭和49年2月1日に資格を喪失し、その4か月後の同年6月1日に、B社について再取得していることが確認できるところ、連絡の取れた10人は、申立人は申立期間中も途切れることなく勤務しており、その仕事内容等も変化は無かったと供述している上、申立人が保管している当時の給与明細の内容を記載したメモには、申立期間中もその前後と変わりなく、厚生年金保険料として控除されていた額が記載されている。

加えて、オンライン記録等では、B社の新規適用日は申立期間の途中の昭和49年6月1日付けとなっているが、管轄年金事務所の回答では、当該事業所は申立期間当時、強制適用事業所であったと考えられるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間を含む昭和48年5月から平成3年3月までの間、A社及びB社に継続して勤務し、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人のA社からB社への移籍日は、雇用保険の記録から昭和49年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の両申立事業所に係る社会保険事務所（当時）の昭和49年1月及び同年6月の各記録から、同年2月及び同年3月は3万6,000円、同年4月及び同年5月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和55年5月1日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の元事業主も死亡していることなどから、このほかに確認できる関連資料等が無い場合、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方のB社は、昭和49年6月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっているが、事業主は、前述のとおり、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、

納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年6月26日から48年6月1日まで
② 平成5年4月1日から同年6月1日まで

申立期間①については、昭和47年2月から48年5月までの期間、A社が経営するB事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②については、昭和56年2月から平成14年5月までの期間、C社及び社名変更後のD社(現在は、E社)に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②における加入記録が無い。

しかし、私は、両申立期間中に各事業所で勤務していたことは間違いなく、また、雇用保険にも途切れることなく加入していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の当該事業所における被保険者資格記録が、オンライン記録どおり、昭和47年2月6日から同年6月26日までの間確認できるのみである。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人が当該期間を含むこととなる昭和47年2月6日から48年5月31日までの間、申立期間①当時からB事業を事業目的として登記しているA社から継続して雇用されていたことが確認で

きる。

さらに、申立人は、申立期間①当時、申立事業所のB事業所で、受付業務等に従事していたとしているところ、申立人が挙げた元上司は、「私の在職中、申立人は、その職種・勤務形態も変わりなく働いていた。」と供述している。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載され、申立人の資格喪失日と同一日にその資格を喪失している元同僚5人のうち、連絡の取れた2人はいずれも、申立事業所を辞めた時期は分からないが、申立事業所から厚生年金保険を脱退させる旨の説明を受けた覚えはないと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所(当時)の昭和47年5月の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①における保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、当該期間における厚生年金保険料の控除状況は不明としているが、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の資格喪失日を昭和47年6月26日として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、雇用保険の記録では、申立人のE社に係る加入記録が、当該期間を含む平成5年4月1日から6年12月31日までの間確認できる。

しかし、オンライン記録では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間②直後の平成5年6月1日となっていることが確認できるところ、申立事業所が保管する平成5年分源泉徴収簿兼賃金台帳では、申立人の当該期間に当たる5年4月及び同年5月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立事業所における平成18年9月29日の標準賞与額に係る記録を146万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月29日

私が平成18年9月29日に申立事業所から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されているが、賞与支払届が提出されていなかったため、同保険料が納付されていない記録となっている。

その後、同事業所が賞与支払届を提出したものの、時効により、厚生年金保険の給付額には反映されないと説明を受けた。保険料は賞与から控除されているので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人が所持する平成18年役員賞与支給明細書、給与所得の源泉徴収票及び申立事業所の給与台帳等により、申立人は、申立期間の標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料（10万7,160円）を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、上記の控除された厚生年金保険料は、平成18年8月支給までの保険料率で算定された額であることから、同年9月支給の保険料率で算定した控除保険料に見合う標準賞与額は146万3,000円となる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成22年1月21日）に届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 13 日から 33 年 9 月 7 日まで
私と同じ会社に勤めていた姉は、結婚を契機に退職して脱退手当金を受け取ったと聞いている。しかし、私は父の世話のために退職したのであり、脱退手当金を受け取るはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 11 月 13 日に支給決定されていることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 50 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 9 月 7 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者 34 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、33 名に脱退手当金の支給記録が確認され、その全員が資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に脱退手当金が支給決定された昭和 33 年当時は、通算年金制度創設前であるとともに、申立人の主張する「婚姻」は脱退手当金の支給要件とされておらず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を

受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 11 月 29 日まで
② 平成 2 年 1 月 31 日から同年 8 月 8 日まで
③ 平成 4 年 5 月 1 日から 6 年 8 月 10 日まで
④ 平成 6 年 8 月 10 日から 7 年 11 月 1 日まで

申立期間①、②、③及び④については、それぞれA社、B社、C社、D社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの申立事業所においても、正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、E社(平成7年8月23日付けでA社から名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

また、申立事業所では、申立期間①当時の関係書類を保管していないため、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立事業所で申立期間①当時から勤務していた、現在の事業主から聴取したところ、申立人の氏名を覚えていないとした上で、申立事業所では、申立期間①当時、入社後一定期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと供述しているとともに、当該期間当時の元同僚から聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る加入記録が確認で

きない上、オンライン記録では、申立人が申立期間①と一致する昭和 53 年 12 月から 54 年 10 月までの間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②については、雇用保険の記録では、当該期間とほぼ一致する平成 2 年 2 月 21 日から同年 7 月 23 日までの間、申立人の B 社に係る加入記録が確認できる。

しかし、オンライン記録では、申立事業所は、申立期間②の後の平成 9 年 12 月 1 日付けで適用事業所となっていることが確認できるのみである。

また、申立事業所では、申立期間②当時は、正社員の従業員は一人もいなかったとした上で、時期は特定できないものの、「申立人は、臨時的に勤務していた。」と回答している。

申立期間③については、申立人が挙げた元同僚の供述では、期間の特定はできないものの、申立人が C 社で勤務していたことがうかがえるが、オンライン記録では、申立事業所は平成 10 年 12 月 30 日付けで適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であることなどから、申立期間③における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、前述の元同僚から聴取したものの、申立人の氏名を覚えているとしながらも、申立人は臨時の作業員だったと思うとするのみであり、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る加入記録が確認できない上、オンライン記録では、申立人が、申立期間③のうちの平成 4 年 5 月から 5 年 4 月までの期間、及び 6 年 4 月から同年 7 月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

最後に、申立期間④については、オンライン記録では、D 社という事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同社を管轄すると見られる法務局の回答でも、その名称の法人事業所は確認できなかった。

また、オンライン記録では、申立事業所名と類似し、かつ、申立人が元社長として挙げた姓と元事業主の姓が一致する F 社という名称の適用事業所が確認できるものの、当該事業所は平成 8 年 6 月 30 日付けで適用事業所ではなくなっており、その元事業主も、その所在が不明である。

さらに、F 社における元同僚 10 人のうち、唯一連絡が取れた 1 人から聴取したものの、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所に係る加入記録が確認できない上、オンライン記録では、申立人が、申立期間④のうちの平成 6 年 8 月から 7 年 3 月までの期間、及び同年 6 月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 535 (事案 35 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 31 日から 46 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 7 月から 46 年 12 月までの間、A 社（現在は、B 社）の C 営業所及び D 支店で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立期間中も、A 社の C 営業所で働いていたことは間違いなく、厚生年金保険に加入していたはずであり、当初の申立てに対する通知の内容について異議がある。

再度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人が申立期間において B 社 C 支店及び D 支店に係る厚生年金保険被保険者としての記録は確認できないこと、ii) E 健康保険組合が保管する B 社 D 支店における被保険者期間の記録は、オンライン記録上の厚生年金保険の加入記録と合致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から新たな資料・情報は無いが、当委員会において改めて E 厚生年金基金に照会したところ、同基金の回答では、申立人が A 社 D 支店に係る厚生年金基金の加入員であった期間は、E 健康保険組合の加入期間と同一日の昭和 46 年 6 月 1 日から同年 12 月 16 日までの間とし、この期間の前に当たる申立期間については、同基金の加入実績は無いとしている。

また、オンライン記録では、申立ての A 社 C 営業所という名称の適用事業所

は確認できないところ、A社（昭和61年4月1日に、A社C支店へ名称変更）に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時、申立事業所で一緒に働いていたとして二人の元同僚の姓のみを挙げているものの、いずれも所在不明又は本人特定が困難であり、申立てに関する供述等を得られない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

私は申立期間中、A社又はB社（現在は、C社）の店舗で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間については、私は見習い期間であったから、厚生年金保険に加入していなかったと思うが、私はいずれかの事業所で働いていたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する預金通帳では、申立期間に当たる平成 4 年 4 月から 7 月までの期間はA社から、申立期間の後の同年 8 月から 5 年 1 月までの期間はB社から申立人が給与を受けていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社という名称の適用事業所が確認できない。

また、A社の事業を引き継ぐとしたC社では、平成 8 年 4 月に、A社やグループ会社のB社を含む数社を統合し、現在のC社が設立されたとしているところ、両申立事業所に係る当時の社会保険・給与関係書類を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、申立人は、申立期間における元同僚等の氏名を明確に覚えておらず、申立てに関する供述等を得られない。

加えて、申立人の住所地のD町が管理している記録では、申立人の申立期間をすべて含む昭和 63 年 8 月 1 日から平成 4 年 10 月 13 日までの間、同町における国民健康保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。